

答 申

第 1 審査会の結論

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 6 月 1 日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「西田 1 丁目 1 1 番 8 の土地に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北 0 8 3 - 0 2 8（西田川暗渠）上にある電柱、及び、ゴミステーションが設置している関係がわかる行政文書すべて（電磁的記録も含む）」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

西田 1 丁目 1 1 番 8 の土地に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北 0 8 3 - 0 2 8（西田川暗渠）上にある電柱、及び、ゴミステーションが設置している関係がわかる行政文書すべて（電磁的記録も含む）

2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

第 3 審査請求の趣旨及び理由

指定道路図対象番号旧鹿北 0 8 3 - 0 2 8 は鹿児島市の管轄であり、その道路上に電柱及びゴミステーションが設置している以上、何らかの行政文書が存在する。鹿児島市所有以外の設置物がある以上、重要視される内容であると思われる。

第 4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

当該電柱、ゴミステーションが設置されている土地は、河川港湾課が管理しているため、実施機関では、当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。

第 5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、西田一丁目 1 1 番 8 の土地に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北 0 8 3 - 0 2 8（西田川暗渠）上にある電柱及びゴミステーションが設置してある関係が分かる行政文書である。

(2) 法定外公共物「西田川 1 号水路」上の通路について

審査請求人が主張する「西田1丁目11番8の土地に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北083-028（西田川暗渠）」とは、鹿児島市西田一丁目18番14に位置する法定外公共物（用悪水路）である「西田川1号水路（以下「本件水路」という。）」上をコンクリート製の蓋で覆い、歩行者及び車両の通行に利用している通路（以下「本件通路」という。）である。

(3) 本件通路の所管について

実施機関においては、本件水路に設置されている公共下水道施設（雨水）の管きよの維持管理等の業務を行っており、管きよ以外の部分については、市河川港湾課がその維持管理等を所管しており、本件通路上の使用に当たっては、法定外公共物占用許可申請を受け付け、同課において許可をするものとしている。

(4) 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、本件通路が鹿児島市の管轄であり、設置されている電柱及びごみステーションについて何らかの行政文書が存在する旨を主張するが、(3)のとおり、実施機関においては本件水路に設置された管きよの維持管理等について所管しているのみで、本件通路の使用について事務を行うことはないことから、本件対象公文書を作成し、及び取得することは想定されず、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

また、審査会が、本件対象公文書の有無について確認するため、令和5年10月17日に水道局雨水整備室執務室及び書庫において、本件水路に関する文書について実地調査を行ったが、本件対象公文書は確認されなかった。

以上のことから、審査会としては、本件対象公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年8月23日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年9月26日 (第4回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年10月17日	水道局雨水整備室に実地調査を行った。
令和5年10月27日 (第5回審査会)	答申案の審議を行った。